



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222)7207番

93.4.15 No. 3777

「スト破り褒賞金」事件 地労委命令履行で団交(多)

JR千葉支社の回答及び見解

1 「千労委平成2年(不)第7号事件」命令を直ちに履行すること。

会社は、輸送の混乱時において輸送を確保するために臨時の勤務に従事した社員に対し、その労に報いるため褒賞金を支給しているものであり、ストライキの場合の扱いが組合に対する支配介入にあたることの本命令には到底承服できないので、中労委へ再審査の申立を行う考えである。

2 また併せて、この間不履行状態が続いている「千労委昭和63年(不)第8号事件」、「千労委昭和63年(不)第11号事件」命令を直ちに履行すること。

千葉地労委命令は、事実を誤認し、法令の解釈を誤っているなど、会社は承服できないので中労委に再審査の申立を行っているところである。

四月九日、「スト破り褒賞金支払い事件」について出された不当労働行為救済命令の履行を求めて団体交渉が開催された。回答は別紙のとおりであるが、千葉支社は、言うに事欠いて、「千葉地労委は異常だ」「地労委は円満な常識をもっていない」と言い放って、ひらき直った！ 無法企業JRを許すな！

【団交の主な経過】

組 JR東日本に対して出された不当労働行為救済命令は、現在まで何件あるのか。

当 会社全体のこととは今解らないが、千葉では十件の命令が出されている。

組 JR東日本全体としては、ほぼ百件近い命令がだされていると考えるが、このような事態に対し、会社はどのような認識をもっているのか。

当 件数はほぼその程度だと思ふ。会社としては認定そのものが間違っていると認識している。

組 ひとつの企業がわずか数年の間に百件もの不当労働行為の認定を受けるなど、前代未聞のことだ。このような事態を異常なことだとは考えないのか。

当 会社は正しい。地労委の方が異常なのだ。

組 地労委は、言うまでもなく知事から任命された公益委員や使用者側・経営側の代表、そして労働者側の代表で構成されている。それに対して一体いかなる立場で「地労委が異常だ」と言うのか。
当 私は円満な常識が好きだが地労委の判断は円満な常識ではない。

組 あくまでもそのように言い張るといふことは、公益委員や使用者側委員に対してまで「異常」とか「円満な常識がない」と言っているに等しいではないか。

当 「到底承服できない」といふことはそういうことになる

組 地労委の命令は、再審査の申し立てを行なうか否かにかかわらず、法的効力が発効している。不服であるならばあつて、命令を履行した上で所定の手続きをとるべきだ。

当 地労委命令は事実を誤認し法令の解釈を誤っており、履行することはできない。二審制になつているので、手続きにのつとつて再審査を申し立てる予定である。

組 法を守った上で所定の手続

きをとらなければならぬという認識はないのか。

当 不服である以上命令を履行することはできない。地労委命令を守らなければ、本来何らかの処分なり制裁を課せられるはずだ。課せられないといふことは、ある意味ではわれわれの主張が通つていと考へている。

「プロテスキュールの寝台」という例え話がある。プロテスキュールは、古代ギリシアの伝説上の強盗で、旅人を捕らえては自分の寝台に寝かせて、寝台より身長が高ければ切り縮め、低ければ引き伸ばして殺したと言われている。JRの主張は、まさに現代版プロテスキュールの寝台の論理と言う他ない。

PKO第1次派遣隊帰還弾劾小牧現地闘争へ決起！

4月10日、愛知・三重の仲間を先頭に、反戦共同行動委員会は、PKO第1次派遣隊帰還に対し、弾劾行動を叩きつけた。カンボジアに侵略し、現地の人民2名殺しておきながら開き直り、なおも第2次派兵を強行した政府・自民党・自衛隊に対し、怒りの抗議を叩きつけた。今また、PKOが拡大されようとしている。侵略戦争を許さない闘いを粘り強く闘おう！



4月21日(水) 12時スタート 第1回労働千葉マラソン大会

(於) 花見川サイクリングコース